

6. 業務運営

6.1 東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会

東京都地方独立行政法人評価委員会は、東京都が設立する地方独立行政法人の業務の実績に関する評価等を行う組織であり、そのうち試験研究分科会は、東京都立産業技術研究センターについての評価を行う。試験研究分科会は、平成 22 年度は 6 回開催された。

○平成 22 年度概要

	日 時	概 要
第 1 回	平成 22 年 6 月 3 日	・ 第二期中期目標について、事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。
第 2 回	平成 22 年 7 月 9 日 15 日	・ 平成 21 年度業務実績報告書について説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。
第 3 回	平成 22 年 7 月 30 日	・ 平成 21 年度業務実績評価(案)について、事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。 ・ 財務諸表、利益処分を事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。
第 4 回	平成 22 年 8 月 25 日	・ 平成 21 年度業務実績評価(案)について、事務局から説明し、一部修正の上決定された。
第 5 回	平成 22 年 11 月 19 日	・ 第二期中期計画(案)について、事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。
第 6 回	平成 23 年 3 月 24 日	・ 平成 23 年度年度計画について説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。 ・ 業務方法書の変更について、事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。 ・ 業務実績報告書作成要領(案)について、事務局から説明し、原案どおり決定された。 ・ 役員報酬基準の改定について、事務局から説明後、質疑応答ならびに意見聴取した。

6.2 組織体制及び運営

平成 22 年度までの中期計画達成と平成 23 年度からの次期中期計画策定、新本部への円滑な移行及び中小企業の動向を踏まえ、平成 22 年度版「産技研戦略ロードマップ」として、都産技研ホームページで公開した。また、都産技研の職員育成のための研修を充実し、効率的な事業運営のための業務改革を行った。今後の危機管理体制を検討するため、リスクマネジメントについての理解促進を図った。

6.2.1 産技研戦略ロードマップ

中小企業の技術支援を通じた産業振興を図り、技術支援の実施にあたってきめの細かいサービス機能を提供することを目的とし、中長期的な視点に立った戦略的な事業展開のために策定した「産技研戦略ロードマップ」について公開版を作成して都産技研ホームページに掲載した。また、開設した多摩テクノプラザにおける事業展開などを反映させた改訂を検討し、事業ロードマップを事業戦略ロードマップと事業運営ロードマップに分割して、以下の 4 種類のロードマップとした。

- ①事業戦略ロードマップ：現行事業と今後新たに取り組むべき事業を明確にしたもの
- ②事業運営ロードマップ：都産技研の運営に関わる取組みを明確にしたもの
- ③技術分野ロードマップ：現行技術と今後注力する技術分野を明確にしたもの
- ④部門別ロードマップ：各部門の事業、技術、設備等についてまとめたもの

6.2.2 人材育成

職員の能力開発を促進するため、各種の職員研修を実施した。

- ①新任研修：新規採用及び転入職員に対する事業説明など 9 件
- ②職層別研修：職層毎に必要な知識の習得や実務研修など 31 件
- ③専門研修：職務上必要な専門知識の習得 18 件
- ④派遣研修：中小企業大学校など外部機関 98 件（98 名）、大学院博士課程 3 件（各 1 名）
- ⑤出向研修：民間企業への派遣 1 件、東京都庁への派遣 2

6.2.3 業務改革

業務改革の充実期として「業務品質向上」を重点テーマに所内各部門が業務改革に取り組んだ。管理部門への要望等も含め、合計 80 件の業務改革提案があり、それぞれ取り組みを実施した。実施済み、および継続取り組み中である 77 テーマの代表的な取り組み内容は下記のとおりである。残り 3 テーマは、今後の検討課題となった。

代表的な取り組み内容

事業	取り組み内容
依頼試験	成績証明書作成研修、試験実施マニュアルの作成、依頼試験実施チェックシートの運用、依頼試験用機器管理台帳の整備、部門別料金表の作成
機器利用	簡易マニュアルの作成、機器利用設備の拡大、予約情報の共有化、機器操作マニュアルの作成、ご利用者アンケートの実施
研究推進	受託研究業務フローの見直し、共同研究Aの契約書条項の改善、研究課題外部評価制度の見直し、論文投稿の推進、部門内研究検討会の開催
産学公連携	業務提携推進、異業種交流グループ会員募集案内方法の改善
管理運営	要綱・要領整備、入館受付シートの改善、職員研修の体系化、職員採用活動の強化、委託設計管理マニュアルの作成、多摩テクノプラザ最終退出確認方法の確立

6.2.4 リスクマネジメント

職層別研修（幹部研修）「リスクマネジメント研修～内部統制構築に向けて～」を実施し、リスクマネジメント体制の必要性を認識させた。また、平成 23 年 1 月に 2 名、平成 23 年 3 月に 1 名の若手幹部職員を民間会社が実施している研修に派遣し、リスクマネジメント体制を構築する職員の育成を図った。

平成 23 年 1 月 21 日に「リスクマネジメントに関する基本方針」を制定した。

平成 23 年 3 月にリスクマネジメントロードマップ、平成 23 年度リスクマネジメント実施計画を作成し、リスクマネジメント体制の構築を推進した。

6.3 施設整備

都内中小企業の技術の向上とその成果の普及を図る上で、事業実施のために必要となる施設の整備を行った。

6.3.1 西が丘本部

- (1) 維持補修工事（運営費交付金修繕費） 合計 43 件
 - 1) 建築工事 20 件
 - ①環境試験室雨漏り修繕、②建物安全対策修繕、③技術経営支援室ドア修繕修理
 - ④男子更衣室改修工事、⑤その他の工事
 - 2) 機械工事 17 件
 - ①別館第2実験室排気ファンダクト機器撤去工事、②別館チラーユニット修繕
 - ③南棟地下排水ポンプ修繕、④その他の工事
 - 3) 電気工事 6 件
 - ①監視カメラ増設工事、②第2電気室A種設置修繕、③その他の工事
- (2) 施設整備工事（施設整備費補助金） 合計 1 件
 - 1) 機械工事 1 件
 - ①1号ボイラー煙管補修工事

6.3.2 城南支所

- (1) 維持補修工事（運営費交付金修繕費） 合計 1 件
 - 1) 建物修繕 1 件
 - ①浸水対策工事

6.3.3 駒沢支所

- (1) 維持補修工事（運営費交付金修繕費） 合計 9 件
 - 1) 建物修繕 5 件
 - ①3号館ガラス取替、②3・4号館転倒防止金具取付等
 - 2) 機械設備修繕 4 件
 - ①屋上給水管修理、②ボイラー廻りマクドネル配管及びキャッチ弁取替
 - ③1号館ボイラー室温水循環ポンプモーターの修理等

※城東支所、城南支所、多摩テクノプラザは、東京都から建物管理を受託しており、受託費により施設整備を行っている。

6.4 拠点準備

6.4.1 区部産業支援拠点

ものづくり産業の総合的な支援拠点とするため、西が丘本部と駒沢支所の機能を集約・強化して、平成23年度に臨海副都心青海地区に新本部を開設する。

新本部の技術支援内容は、高度分析開発セクターによる「高度分析評価および高品質製品化支援」、システムデザインセクターによる「企画から設計・試作・安全性評価までの総合的なものづくり支援」、実証試験セクターによる「各種試験機による製品の安全で信頼性の高い製品開発支援」、東京イノベーションハブによる「都内中小企画と全国の大学、試験研究機関、学協会との連携促進事業」、および「中小企業の技術力強化支援を行う基盤技術支援」を行っていく。

また、新本部は、新たな技術分野として、環境・省エネルギー、EMS・半導体、メカトロニクス、バイオ応用の新しい産業分野の支援・育成を行うとともに、中小企業に24時間稼働の研究開発スペースを提供する製品開発支援ラボを設置する。

平成22年12月から新規機器の搬入及び西が丘本部、駒沢支所からの移設作業を進めた。

平成23年5月に開設予定であったが、3月11日の東日本大震災により、外構、共同溝に沈下、ひび割れ等の被害及び建物内に軽微な損傷が生じた。そのため、工期を延長し復旧作業を行うこととし、新規機器の搬入や移設作業は、復旧工事完了後に行うこととなった。復旧工事及び移設作業を考慮すると新本部開設まで3カ月以上延期になると推測されたため、開設の延期と西が丘本部における業務の継続を決定した。

○区部拠点施設概要

所在地 東京都江東区青海 2-4-10

建物概要

- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上5階建て
- ・規模 敷地面積：14,519.35 m² 建築面積：8,573.38 m²
延べ面積：33,129.80 m²

6.4.2 旧八王子支所閉所作業

多摩地域中小企業の技術支援強化を図るため、旧八王子支所と旧多摩支所の機能を統合し、平成22年2月22日、多摩テクノプラザを開設した。

旧八王子支所を5月10日、東京都に返却し、3月1日に特定施設使用廃止届を北野衛生処理センターへ提出した。事業所の廃止に関する法、条例に従い地歴等調査、土壌汚染調査を実施した。

6.5 安全衛生管理

6.5.1 安全衛生管理

(1) 安全衛生委員会

安全衛生に関する事項を調査審議するため、労働安全衛生関係法令に基づき、安全衛生委員会を開催した。

(2) 安全衛生推進部会

安全衛生推進部会ごとに職場の状況に応じた自主的な安全衛生活動を実施した。

<安全衛生推進部会>

①事業化支援部会

⑤城東部会

②開発本部開発第一部会

⑥墨田部会

③開発本部開発第二部会

⑦城南部会

④企画・総務部会

⑧駒沢部会

⑨多摩テクノプラザ部会

【構成員】

・部会長

①～④：各部の室長、上席研究員、課長の中から1名選出

⑤～⑧：各支所長

⑨：多摩テクノプラザ 総合支援課長

・安全衛生推進員

①～④：各部内の室・グループ・課ごとに1名ずつ選出

⑤～⑧：各支所の管理係から1名、技術支援係（放射線安全係）から1～3名程度選出

⑨：総合支援課から1名、電子・機械グループ、繊維・化学グループから1名ずつ選出

・その他部会長が指名した者

【活動内容】

・月1回以上、安全衛生推進部会を開催

・災害ポテンシャルの摘出と排除を実施

・安全衛生上の課題検討と排除を実施

(3) 安全衛生手帳

安全衛生手帳を活用して安全に関する基本的な知識を習得し、日常業務の安全化に努めた。

(4) 法令等に基づく活動

労働安全衛生関係法令に基づき、健康診断、健康相談、保護具の適正配布、作業主任者等の適正配置、作業環境測定、施設整備などを実施した。

(5) 健康づくり活動

職員の健康促進のため、健康習慣のきっかけ作りを支援する「健康づくり活動」を2回実施した（6月1日～30日、10月1日～31日）。また、健康習慣の定着を図るため、安全衛生講習会「生活習慣病予防について」、「肩・膝の痛みにはこんなトレーニング」を開催した。

(6) メンタルヘルス

全上席研究員を対象に「メンタルヘルス講習会（監督者向け）」（11月）、一般職員向けに「メンタルヘルス講習会（アロマオイルを体験）」（9月）を実施した。

6.5.2 放射線安全管理

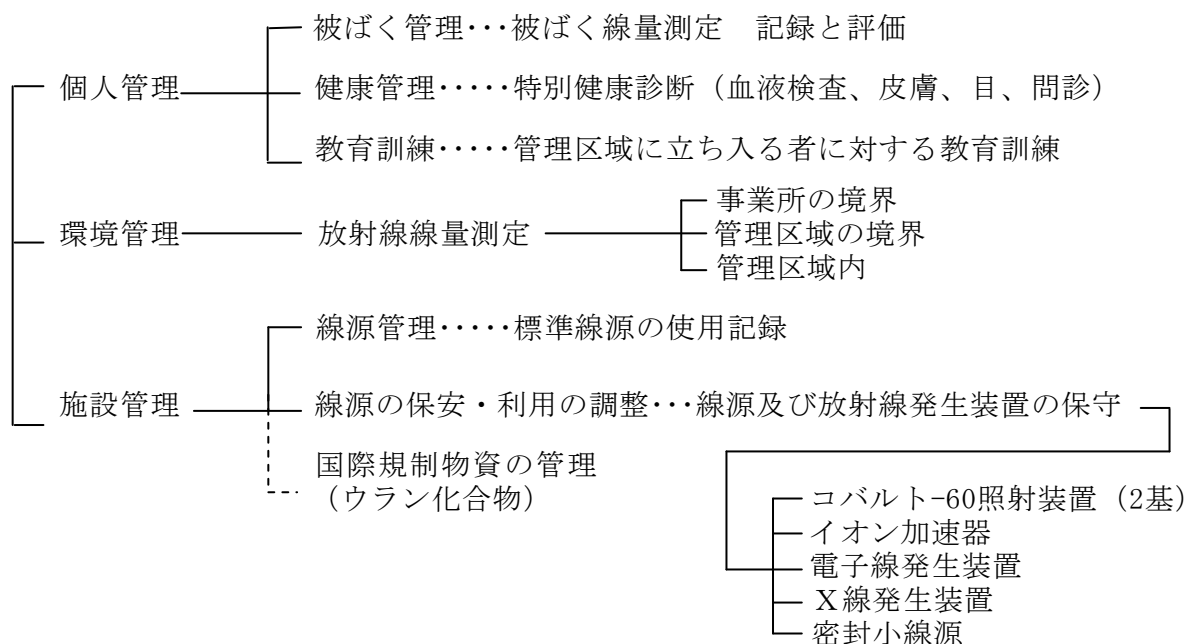
放射性同位元素(RI)・放射線を取り扱う公設事業所として、職員の安全確保と社会的責任を果たすため、放射線障害防止法関連法令の規定に基づく個人管理、施設・線源管理、環境測定等の放射線管理を本年も実施した。

3月末の駒沢支所移転・閉鎖に先立ち、放射線施設廃止の準備として、線源の搬出、管理区域内の汚染検査等の処置を行い、11月30日付放射線施設廃止届を文部科学省に提出し、受理された。

都民を放射線から守るための事業として、環境放射能の定時定点観測は、例年通り継続して実施した。

また3月11日に発生した東日本大震災による福島原子力発電所事故に際しては、24時間体制で環境放射能測定を行い、大気浮遊塵中の核反応生成物の監視等を実施した。

(1) 放射線利用施設における放射線管理の概要



(2) 個人管理

1) 被ばく管理

①放射線管理対象者

	職員(人)	外来者(人)	合計(人)
放射線業務従事者	22	21	43
一時立入者	6	129	135
合計	28	150	178

②被ばく測定結果

職員および外来者の被ばく線量は、全員0.1ミリシーベルト未満であった。

【参考】法定被ばく限度 放射線業務従事者： 50ミリシーベルト/年、
100ミリシーベルト/5年
一時立入者： 1ミリシーベルト/年

(3) 環境管理

1) 事業所境界の測定(モニタリングポスト 19カ所)

①毎月1回の定期測定(通常の使用状態)

②積算線量計による1カ月間の積算線量

③6月1回の定期測定(全線源の使用状態)

測定結果は全て評価区分「C」であった。

線量測定結果の評価区分

評価区分	A	B	C
事業所の境界 (ミリシーベルト/3月)	0.25 ^{*1} 以上	0.25 ^{*1} 未満～0.1 ^{*2}	0.1 ^{*2} 未満

*1：0.25ミリシーベルト/3月は法定限度

*2：0.1ミリシーベルトは線量計の検出限界

(4) 線源等の使用管理

1) 線源等使用状況

- ①RI等搬入及び搬出 : 1件
RI等搬入 : 0件
RI等搬出 : 1件

- ②密封RI使用状況 : 12件

2) 照射用線源等使用状況

照射装置名		使用件数			使用時間 (時間)
		研究等	依頼試験等	計	
コバルト 照射室	(I)	55	44	99	583
	(II)	6	16	22	382
	計	61	60	121	965
イオン加速器		2	1	3	2
低エネルギー電子線 発生装置		0	0	0	0
X線発生装置		14	3	17	9

3) 線源等保守・点検状況

保守・点検状況は次のとおりである。

- ①密封線源、RI装備機器等の保管確認 : 6回
②校正用線源等の保管確認 : 6回
③コバルト-60照射装置の点検整備 : 3回
④イオン加速器の点検整備 : 0回
⑤各種線源の使用表示装置、インターロックの点検整備 : 6回
⑥照射用線源等の表面汚染検査 : 1回

(5) 安全点検

3号館について以下の安全点検を実施し、安全を確認した。

- ①日直担当者による始業・終業時に日直表に基づく日常点検（毎日）。
②放射線安全係員による施設・設備および保有RIの管理状況に関する定期点検（毎月1回）。
③放射線取扱主任者および放射線安全係による法定帳簿、記録等の点検（主任者点検）。

(6) 放射線施設の廃止

平成23年3月末に予定していた駒沢支所の移転・閉鎖に先立ち、当所放射線施設の廃止作業を10月より実施した。

9月末日をもって、線源等のすべての使用を停止し、コバルト線源をはじめとする、文部科学大臣より使用許可を受けて保管しているすべての線源を日本アイソトープ協会へ引き渡した（10月5日）。

3号館管理区域内の室内全室および線源容器等の物品について汚染検査を実施した。放射線発生装置（イオン加速器）については解体して、加速管、ビームライン内壁等についても検査を実施した。検査の結果、まったく汚染が認められないことを確認した。

放射線施設の廃止に際して、文部科学大臣の指定する機関に引き渡さなければならない放射線業務従事者の個人記録（被ばく線量測定記録および健康診断の記録）について、昨年度に引き渡されなかった現職者の記録（24人分）を指定機関である財団法人放射線影響協会に引き渡した（12月17日）。

以上の放射線施設廃止に際して必要な措置をすべて完了後、廃止措置報告書と許可証を添えて、11月30日付放射線施設廃止の届を文部科学省に提出し、受理された（12月22日）。残されていた放射線施設の標識についてもすべて撤去した（12月28日）。

(7) 環境放射能測定(定時・定点測定)

都民を放射線障害から守ることを目的に、東京都内における環境放射能に関するデータを定時・定点において長期的に収集し、平常値のレベルを把握するため、本年度も環境放射能の測定を実施した。測定対象は大気浮遊塵、降水降下物（雨水）、空間線量とした。

3月11日以前の結果は以下のとおりである。

1) 大気浮遊塵

当所構内に集塵機（大口径ハイボリウムエアサンプラー）を設置し、大気浮遊塵を約4時間採取し、ゲルマニウム半導体検出器で測定した。測定結果はウラン系列やトリウム系列、宇宙線による生成核種以外の核実験等に伴う放射性核種は検出されなかった。

2) 降水降下物

当所構内に設置した水盤（開口面積0.50m²、深さ50cm）を用い、月間降水を採取し試料とした。試料を50ml以下に加熱濃縮し、ゲルマニウム半導体検出器で測定した。測定結果は大気浮遊塵と同様に核実験等に伴う放射性核種は検出されなかった。

3) 空間線量率

当所構内に設置したフィールドモニタ（NaI(Tl)シンチレーション検出器）により周年連続で測定した。測定結果は自然放射線の変動幅で推移しており、異常値は認められなかった。

(8) 福島原子力発電所事故に対応した環境放射能測定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島原子力発電所の事故に際して、都民の生活への影響を考慮して直ちに24時間体制の環境放射能測定を準備し、3月13日より大気浮遊塵中の核反応生成物の測定等を開始した。測定結果は随時東京都産業労働局に報告し、産業労働局のウェブページ上で公表された。

測定の結果、原発事故に由来する放射性ヨウ素や放射性セシウムを検出したが、その量は都民の健康に影響を与える量ではなかった。4月1日以降も引き続き測定を実施している。

(9) 放射線利用施設連絡協議会

駒沢支所（放射線利用施設）では、地元住民との連絡を密にし、施設の事業運営に対する理解と協力を求めるため放射線施設連絡協議会を設置している。本年度は2回開催し、アイソトープ・放射線に対する安全確保について協議した。また第2回の協議会では、11月30日付けでの放射線施設廃止を報告した。

第1回放射線施設連絡協議会 平成22年 7月 2日（金）

第2回放射線施設連絡協議会 平成23年 1月14日（金）

委員の構成は以下のとおりである。

世田谷区議会議員	菅沼つとむ、市川康憲、稲垣まさよし
地 元 代 表	三田松廣、三田 博、柏井照雄、新川崇雄、秋山眞太郎、 間壁一三、土田夏子
学 識 経 験 者	小川雅生（駒澤大学医療健康科学部教授）
東 京 都 職 員	中尾圭介（産業労働局商工部創業支援課長）
都 産 技 研 職 員	片岡正俊（都産技研理事長）
都 産 技 研 職 員	吉野 学（都産技研事業化支援部長）

6.6 産業技術研究センター情報システム

6.6.1 概要

「産業技術研究センター情報システム」は、都産技研の情報ネットワークの基盤であるとともに、科学技術計算ツールおよび各種業務に活用されているネットワークシステムである。

都産技研内においては、科学技術計算処理、インターネット接続及び拠点間接続などのネットワーク環境を提供することにより、情報通信を活用した試験・研究・技術支援等業務および各種事務の効率向上に寄与している。

平成 18 年 4 月の組織変更に伴い、新たな城東・城南・多摩の 3 支所との接続を行い 1 本部 6 支所とし、さらに 1 人 1 台の業務端末を配備し業務システムのネットワークシステムを増設し、運用を開始した。平成 22 年 2 月に新拠点である多摩テクノプラザ開設と従来の八王子支所・多摩支所の閉所により、現在は 1 本部 1 拠点 4 支所で運用している。

所内ネットワークシステムは、A 系統（研究等業務用）、B 系統（事務・業務用）、C 系統（来所者等用）の 3 系統を基本とし、その他に、人事給与システム用、財務会計システム用、IP 電話システム用などのシステムを分離して運用している。

6.6.2 業務運営

(1) ネットワーク機能の概要

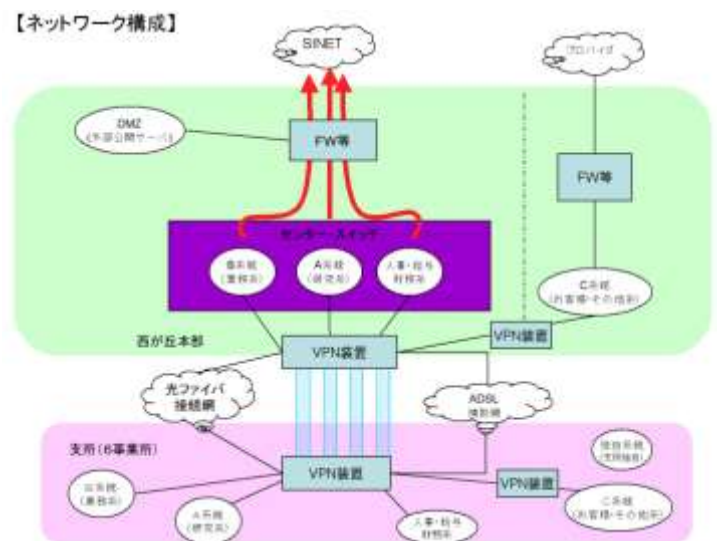
学術情報ネットワーク (SINET) および民間プロバイダ経由のインターネット接続、7 拠点(現在 6 拠点)を結ぶ専用拠点間通信網、ワイヤレス IP 電話、ウィルス対策、不正侵入対策、不正端末対策などのネットワーク機能を有している。

(2) 提供サービスの概要

- ・科学技術計算処理環境の提供（有限要素法解析 (ANSYS) 等）
- ・一般ユーザ環境（ファイル共有サーバ、Web 閲覧、メール、リモートアクセス等）の提供
- ・グループウェア（サイボウズ Office 予定表、会議室・教室予約、掲示板等）の運用
- ・外部公開ホームページ用 Web サーバの運用（<http://www.iri-tokyo.jp/>）
- ・内部向けホームページ（システムメンテナンス情報、セキュリティ情報・修正プログラム適用状況・ソフトウェアアップデート情報等の掲載）およびサーバの運用
- ・首都圏テクノナレッジフリーウェイ (TKF) ホームページ用サーバの運用
- ・データバックアップとアプリケーションプログラム環境の整備等
- ・所内向け業務用サーバのネットワーク接続と運用支援

(3) ネットワーク管理業務

- ・所内 LAN 環境の整備、端末・機器・ユーザの登録管理など〔接続端末総数約 1000 台・約 400 ユーザ〕
- ・端末、プリンタ、ネットワーク機器、サーバ類の障害切り分け、保守対応、バージョンアップ等
- ・セキュリティ対策状況監視、ネットワーク機器監視、通信ログ分析等
- ・IP 電話システムの運用管理（サーバ・アクセスポイントの維持管理、増設等）



6.7 業務実績報告書と業務実績評価について

6.7.1 業務実績報告書の提出

平成 21 年度業務実績報告書を地方独立行政法人法第 29 条第 1 項の規定に基づき、6 月 29 日に東京都への提出を行った。

6.7.2 業務実績評価

東京都地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条の規定に基づき、東京都が設立した地方独立行政法人である地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターについて、平成 21 年度における業務の実績に関する事業年度評価を行った。

全体評価の総評は以下の通りであった。

総 評

当該年度における中期計画の実施状況から見て、計画達成に向けて業務全体が優れた進捗状況にある。

地方独立行政法人化して 4 年目を迎えた東京都立産業技術研究センターは、中小企業の支援ニーズに迅速かつ柔軟に対応した事業執行に努め、新規にオーダーメイドの製品開発支援事業を開始しその目標も着実に達成するなど、サービスの質の向上を図っている。

経済不況対策として実施した依頼試験や機器利用サービスの利用料金の減額措置については、社会経済情勢等を見極めながら支援期間の延長を行うなどの確な時期に対策を講じた。

こうした取組により、中期計画で示された数値目標に対して、前年度と同様に高い実績を上げている。

そのうえ地方独立行政法人のメリットを活かして機動的に事業を実施したことは、中期計画の量的な達成だけにとどまらず、中小企業ニーズの動向に的確に応えたものとして高く評価できる。

また、東京都をはじめ都内自治体や東京都中小企業振興公社等の支援機関が行っている中小企業支援事業の技術審査業務への協力において、産業技術研究センターの有する専門的見識やノウハウの活用の観点から量・質ともに貢献度が高く、公的試験研究機関としての役割を積極的に果している。

研究開発においては、外部資金を活用した研究の採択件数が増えるとともに、国際会議等での研究発表が着実に実施されるなど、組織として研究レベルの向上が図られているが、今後もさらなる推進が望まれる。また、社会的ニーズ等を見据えた研究を先行的に実施することで、多くの研究成果が中小企業の技術開発や都民生活の向上に活かされることを期待する。

一方、組織運営においては、各職場においてサービス向上や業務効率化のための改善を定着させるなど、職員の意識改革や組織の活性化に向けた取組を推進しており大いに評価できる。

また、独法化後、多くの若手研究員が雇用され、常勤職員として定着しつつあり、このことも産業技術研究センター全体の活性化につながっている。今後は安定した組織運営の確保に向けて、職員の年齢構成に考慮しつつ長期的視点に立った職員の育成策を構築するなど人材強化が望まれる。

事業執行の面においては、中小企業への支援を限りある資源の中でより効果的に行っていくために、事業の費用対効果を検証する仕組みづくりに本格的に取り組むことが求められる。

(第二期の事業展開に向けて)

本年2月に多摩地域の新たな産業支援拠点を構成する「多摩テクノプラザ」が開設された。また、平成23年度には、老朽化した西が丘本部や駒沢支所に替わり臨海副都心の新たな本部において、最新の設備の下で業務を開始する。

第二期においては、東京の産業の維持・発展に向けて、これらの区部・多摩の新たな拠点を機軸に、都内中小企業への技術支援を充実させる必要がある。

そのためには、産業構造や社会構造の変化を見据えて、成長が期待される産業の育成や新事業の創出を促し、東京の産業力強化につなげていくことが重要である。

産業技術研究センターにおいては、ものづくり企業を中心とした基盤技術の高度化を支援することに加え、環境、健康・福祉、安全・安心などの成長分野を支えるサービス産業への支援を本格化するよう、事業を構築していくべきである。また、中小企業の優れたものづくり技術を維持向上できる人材や新技術・新サービス開発などのイノベーションを創出できる人材など、将来にわたり東京の産業を担う産業人材を育成していく必要がある。

第一期中期目標期間においては、理事長のリーダーシップのもと、地方独立行政法人のメリットを活かす様々な変革が推し進められ、業務全体が確実に改善の方向に進んでいることは特筆に価する。第二期では、こうした組織風土を根付かせ、効率的かつ効果的な事業執行と、職員が生き活きと仕事ができる組織運営のさらなる推進に努めていくことを期待する。